

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇

㈱ジャスダック証券取引所の創設に伴う「清算・決済規程」等の一部改正について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当取引所は、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正等を行い、平成16年12月13日から施行しますので、ご通知申し上げます。（詳細については、規則改正新旧対照表を名証のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）に掲載しておりますのでご覧ください。）

今回の改正は、㈱ジャスダックが運営する店頭売買有価証券市場が㈱ジャスダック証券取引所が開設する取引所有価証券市場に移行されることに伴い、「清算・決済規程」等について文言等の削除を行うなど、所要の規定整備を行うものです。

改正の概要は、下記のとおりです。

敬 具

記

1. 改正概要

（備 考）

1. ㈱ジャスダック証券取引所の創設に伴う改正

㈱ジャスダック証券取引所の創設に伴い、日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社という文言等を削除するなどの改正を行います。

・清算・決済規程第10条等

2. その他

その他所要の整備を行います。

2. 施 行 日

この改正規定は、㈱ジャスダック証券取引所の業務の開始に合わせて平成16年12月13日から施行します。従いまして、改正付則中「当取引所が定める日」を「平成16年12月13日」と定めます。

以 上